

農家のみなさんへ

農地中間管理事業が見直しされました!

1 農地中間管理事業の事務手続きが簡素化

ポイント 申請から貸し出しまでの期間の短縮や利用状況報告の廃止など使いやすくなりました。

(令和元年11月1日施行)

事項	見直し前	見直し後
貸付と借受	市町村の集積計画書(出し手から借受)と農地中間管理事業の配分計画書(受け手へ貸付)2つの計画書が必要	出し手・受け手のマッチングが整っている場合には 集積計画のみ で借受、貸付が可能(集積計画一括方式)
配分計画	2週間の縦覧が必要	縦覧廃止 代替措置: 利害関係人への意見聴取(機構ホームページで実施)
配分計画案作成	市町村のみ作成	旧円滑化団体(JA、市町村公社)のうち特色ある取り組みを行っている機関を追加
利用状況報告	受け手の報告義務	原則、廃止

2 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化

ポイント 農地中間管理事業区域、対象となる土地、事業内容が拡大されます。

(令和2年4月施行)

事項	見直し前	見直し後
事業区域	農業振興地域内	市街化区域以外 ※市街化区域外の農地と一体的に農地利用されている市街化区域内農地は対象にできる
対象となる土地	①農地・採草放牧地 ②混牧林地 ③農業用施設用地	①農地・採草放牧地 ②混牧林地 ③農業用施設用地 ④ 開発して農用地又は農業用施設に利用することが適当な土地
事業内容	①農地中間管理事業 ・農地中間管理権の取得 ・農用地等の貸付け ・農用地等利用条件改善業務 ・農用地等の管理 ②農地売買等事業	①農地中間管理事業 ・農地中間管理権の取得 ・農用地等の貸付け ・農用地等利用条件改善業務 ・農用地等の管理 ・ 研修事業 ②農地売買等事業



農地を貸したい **出し手**

・規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方



農地を借りたい **受け手**

・規模拡大・新規参入をお考えの方

貸付

貸付(転貸)

借受と転貸

茨城県農地中間管理機構 (農地バンク)

※借り受ける農地には基準があります。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社)

茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ホームページ <http://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからでもアクセスできます。



各地域お問い合わせ先

■ 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560

■ 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633

■ 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772

■ 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272

■ 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225



農地中間管理事業の支援措置

令和
2年版

茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

茨ひより
(茨城県公認Vtuber)

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

※1と2の同一年度での重複交付は無し。

人・農地プランの実質化に向けたスケジュールが作成されている地域を支援します。

1 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援。

交付要件

交付対象農地のうち10%以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (前年度までの貸付面積除く)}}$$

- 注1 担い手とは、次のいずれかの経営体をいう。
 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④集落営農経営
 注2 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域（詳しくは市町村にお問合せ願います。）
 注3 東日本大震災の津波被災地域は上記単価に0.3万円/10a上乘せ。
 注4 一般地域の2回目以降の申請は、区分1の活用率を10%超とします。

区分	機構の活用率		交付単価 /10a
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円
3	70%超	30%超50%以下	2.2万円
4	—	50%超	2.8万円

2 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

交付要件

(次のいずれかを満たすこと)

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加すること。
- 既に担い手1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域は、担い手1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

※中山間地及び樹園地は50a以上

区分	機構の活用率	交付単価 /10a
1	40%超70%以下	0.5万円
2	70%超	1.0万円

各市町村で令和3年2月末日までに「農用地利用集積計画(集積計画一括方式)」が公告された農地が対象。「農用地利用集積計画(従来方式)」の場合、令和2年12月末日までに公告された農地が対象。



個々の農地の出し手への支援



● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構に農地を貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農業経営を行わない農地相続人

交付要件

- 全ての自作地を10年以上機構に貸し付けること。
- 貸付前一年間は、担い手等へ農地が貸し付けられていないこと。(特定農作業委託契約は含まない。)

※貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合は交付されません。

交付単価	1.5万円 / 10a
上限額	50万円 / 1戸

各市町村で令和2年12月末日までに「農用地利用集積計画(集積計画一括方式)」が公告され、協力金の交付申請を行った農地が対象。「農用地利用集積計画(従来方式)」の場合は上記の期日までに「農用地利用配分計画」が公告され、協力金の交付申請を行った農地が対象。